

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：岡山県
農業委員会名：高梁市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,780	1,080	—	—	—	2,860
経営耕地面積	887	423	236	140	47	1,310
遊休農地面積	187	192	—	—	—	379
農地台帳面積	2,781	2,239	—	—	—	5,020

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3,212
自給的農家数	1,490
販売農家数	1,722
主業農家数	203
準主業農家数	303
副業的農家数	1,216

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	5,872
女性	2,083
40代以下	477

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	191
基本構想水準到達者	99
認定新規就農者	21
農業参入法人	27
集落営農経営	17
特定農業団体	
集落営農組織	17

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	18
認定農業者		11
認定農業者に準ずる者		
女性		2
40代以下		
中立委員		1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	7	7	7

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,860 ha	100.2 ha	3.50%
課 題	農業従事者の高齢化や減少、また農地の分散化による作業効率の低下が耕作放棄地増大の一因となっている。 担い手への農地の利用集積を進めるには、営農条件を考慮しながらその規模拡大及び作業効率の向上を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
74.5 ha	105.8 ha	4.9 ha	142.0 %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定制度の周知・啓発及び農用地利用集積計画の作成・公告。 農地利用集積円滑化事業の周知・啓発及び人・農地プラン作成事業の積極的な活用により農地情報の収集に努め農用地の面的集積を推進する。 土地利用型農業に意欲的な農業者の掘り起こし活動を強化し、農地情報の一元的把握の下に利用権設定等を進める。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> 農地利用集積計画の作成・公告に当たっては、農業委員会総会において審議の上決定 広報誌による周知・啓発 人・農地プランには、担当地区の農業委員が積極的に参画

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	実績は、目標面積を上回ったが、今後も年間を通じて啓発・普及を進めていく点において、妥当値として評価。
活動に対する評価	農業委員の担当地区における積極的な啓発・普及活動が実績に繋がっている。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	5 経営体	3 経営体	4 経営体
課題	地域内農家の高齢化、後継者不足により、農業者の減少率が加速化している。農業は本市の基幹産業であることから、その維持・発展のためにも、農業後継者及び新規参入者の育成・確保、集落営農組織の育成など、多方面から担い手の育成・確保を図る必要がある。		

※ 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
9 経営体	4 経営体	44.44%

※1 参入目標は、活動計画に記載した参入者数を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	地域内農家の高齢化、後継者不足により、農業者の減少率が加速化している。農業は本市の基幹産業であることから、その維持・発展のためにも、農業後継者及び新規参入者の育成・確保、集落営農組織の育成など、多方面から担い手の育成・確保を図る必要がある。
活動実績	新規参入者に対し、受入地区の農業者及び農業委員が積極的なサポートを実施している。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月何日に何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	実態に即した目標として評価
活動に対する評価	目標に向けた活動内容として評価

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A) 3, 239 ha	遊休農地面積(B) 379 ha	割合(B/A×100) 11.70%
課 題	令和2年度に実施した耕作放棄地全体調査により、A分類に区分された農地面積が 362ha と令和元年度調査面積に比べ17ha減少したが、元年度まではA分類として区分された農地が非農地と判定された結果であり、一層の耕作放棄地解消に向けた対策強化が必要である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
6.9 ha	7.2 ha	104.35%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		26 人	10月～11月	12月～1月	
	農地の利用状況調査	調査方法	高梁市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領に基づき、市内全域の農地を対象に、あらかじめ定めた調査担当地区ごとに農地パトロール(利用状況調査)を行う。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期:2月～3月			
	その他の活動	ハンマーナイフモアの貸出事業による。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		26 人	10月～11月	12月	
		調査実施時期	12月～1月	調査結果取りまとめ時期	5月～6月
	農地の利用意向調査	第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数: 162筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆	
		調査面積: 14ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha	
	その他の活動	ハンマーナイフモアの貸出事業による。			

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	耕作放棄地が市内全域に点在しており、耕作放棄地の現状を広く一般に認識してもらうことが重要。継続的に解消していく目標値として評価。
活動に対する評価	全体で7.2haの解消ができた。今後も、市内全域に啓発普及を進め、更なる解消に向けて努力していく必要がある。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,860 ha	— ha
課 題	転用許可申請遅延事案の大半が農地法により守られた農地の転用許可制度及び違反転用に伴う処分の不認識が原因となっている。	

- ※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

- ※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・10月11月実施の農地パトロール(利用状況調査)及び随時実施の農地の現地調査により違反転用の有無を把握する。 ・違反転用事案確認後、違反転用者に対して口頭や文書による是正指導を行う。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・違反転用の是正指導 違反転用が見込まれる案件については、転用事業者の事情聴取を行い、当該事業者に対し速やかに転用許可手続等の措置を講ずるよう指導した。
活動に対する評価	利用状況調査に加え、日頃の農業委員活動でのパトロールにより違反転用を未然に防止している。

- ※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月何日に何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 47件、うち許可 47件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局が申請受付時に申請者から事実聴取すると共に担当農業委員と現地調査を実施。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	委員全員に事前送付した議案書の内容を事務局及び担当農業委員が説明を行い、全員で審議。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載して公表			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置				

2 農地転用に関する事務

(1年間の処理件数: 62件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局が申請受付時に申請者から事実聴取すると共に担当農業委員と現地調査を実施。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	委員全員に事前送付した議案書の内容を事務局及び担当農業委員が説明を行い、全員で審議。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載して公表			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	9 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	9 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	0 法人
	提出しなかった理由 対応方針	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 146件 公表時期 令和3年3月 情報の提供方法: ホームページで公表
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 47件 取りまとめ時期 令和3年3月 情報の提供方法: 事務局に備え付け調査書の閲覧
	是正措置	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 5,020 ha
		データ更新: 随時
	公表: ー	
是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 ・特になし
----------------	------------------

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 ・特になし
--------------------	------------------

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している その他の方法で公表している

事務局にて縦覧

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0件

提出先及び提出した 意見の概要	
--------------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している その他の方法で公表している